

学位授与申請の手引き

(課程博士の学位授与申請者用)

令和6年4月

北見工業大学大学院工学研究科

目 次

1. 学位授与の申請手続	-----	1
2. 学位論文審査等の流れ	-----	2
3. 書類作成要領	-----	3
4. 課程博士学位論文提出における剽窃の確認方法について	-----	6
5. 博士論文のインターネット公表について	-----	8
6. 記入例		
様式 5 (甲 1) 学位論文審査願	-----	1 1
様式 6 (甲 2) 論文目録	-----	1 2
様式 7 (甲 3) 論文内容の要旨	-----	1 3
様式 8 (甲 4) 履歴書	-----	1 4
様式14 (甲 5) 研究業績書	-----	1 5
(甲 6) 共著者承諾書	-----	1 6
7. 関係規程等		
北見工業大学学位論文審査取扱要領 (関係様式)	-----	1 7
学位に関する申合せ	-----	2 3
北見工業大学大学院工学研究科における学位論文 審査及び最終試験の評価基準	-----	2 6

1. 学位授与の申請手続

学位については、本学大学院規程第 20 条で授与について定められています。

具体的には、本学学位規程及び学位論文審査取扱要領で定めるほか、授与申請の詳細手続きについては、この「手引き」で定めるとおりとします。

申請に当たっては、2 ページに記載してあります「学位論文審査等の流れ」に従って手続きを行ってください。

なお、「学位論文審査願」の提出期限については、毎年度始めに決定し、掲示板で周知しますので、留意してください。

2. 学位論文審査等の流れ<課程博士>

申請区分 I 標準修業年数（3年）以上在学（見込）の者
II 在学期間短縮による申請者（優れた研究業績を上げた者と認められた者）

提出者・提出先	提出書類・時期等	記入例等	備考
学位申請者 →主指導教員	① 学位論文(仮綴) 2部 論文目録 1部 論文内容の要旨 1部 履歴書 1部 学位論文の剽窃等に係る申告書 1部 (5月・11月の下旬) ※申請区分IIの者は研究業績書及び学位論文(仮綴)各1部を、①とは別に上記期限の1月前に主指導教員へ提出すること。 ※上記以外に審査のために必要とする学位論文(仮綴)・参考論文(必要がある場合)等の部数を、主指導教員の指示に従い提出すること。	様式6 甲2 様式7 甲3 様式8 甲4 様式14甲5	共著論文に関しては、博士の学位を取得していない共著者全員の「共著者承諾書」(甲6)添付 研究業績書は様式14を準用する。
	予備審査の実施		予備審査結果を主指導教員から申請者に通知
	業績審査(短縮修了)の実施		申請区分IIの者
学位申請者 (予備審査通過学生) →主指導教員	② 学位論文審査願 1部 インターネット公表保留承認申請書 1部(該当者のみ提出)	様式5 甲1	
主指導教員 →専攻主任 →学長(教務課)	学位申請書類一式(①②) ③ 審査委員候補者名簿 (学外者は履歴書添付) (6月・12月の下旬) ④ 業績審査結果報告書 (研究業績書を添付)		③10月(4月)に教務課から主指導教員へ提出を依頼。 申請区分IIの場合のみ④の書類と合わせて提出すること。
	・申請区分IIの者の業績について認定決定 ・論文審査等の付託 ・審査委員の決定 (教務委員会) 審査委員会を設置し、主査を互選		主査の互選後、教務課から各主査へ論文審査・最終試験の実施及び審査結果の要旨の提出を依頼する。
主指導教員 →学長(教務課)	⑤ 公開発表会開催日程通知書 (開催日の10日前まで)		
	公開発表会について公示 (開催日の7日前まで)		
主指導教員 →学位申請者	公開発表会の日程等の通知		
	・論文の審査 ・最終試験の実施 (公開発表会)(審査委員会)		
主査 →学長(教務課)	⑥ 論文審査の結果の要旨 最終試験の結果の要旨 (規程上の期限8月15日・2月15日を考慮のうえ毎年度決定する)		
	・学位授与の可否決定 ・インターネット公表保留承認の可否決定 ・修了の認定 (教務委員会)(研究科委員会) 【修了者公示 9月・3月】		資料の事前配付 申請者の主指導教員が属する博士前期課程専修プログラムの構成員のみ事前配付し、他専修プログラムは事前回覧とする。教務委員には全申請者分を事前配付する。
学位申請者 →教務課	⑦ KIT-R博士論文登録書 学位論文の全文データ(PDF)等 (学位記授与式の前日まで) ⑧ 博士論文の要約データ(PDF) (公表保留について大学の承認を得た者のみ提出)		
	学位記授与式 9月・3月		
	論文内容の要旨・論文審査の結果の要旨を公表 (授与した日から3月以内)		本学ホームページにより、インターネット公表を行う
	学位論文全文を公表 (授与した日から1年以内)		本学KIT-Rへ登録し、インターネット公表を行う

※①～⑧は提出書類等を、甲1～6は記入例等を、アミカケ部分は審査等の流れを示す。

3. 書類作成要領

1 各書類についての共通留意事項

- ① 各様式の記入例を参照して作成すること。
- ② 記入例の外枠（罫線）は、必要な余白の目安として入れてあるので、書類作成時には、入れないこと。ただし、左側は綴じしろとして30 mm以上の余白をとること。
- ③ 記入例の外枠の文字及びアミカケ部分は、注記なので作成書類には、入れないこと。
- ④ 書類の記述はインク、ボールペン、タイプ、ワープロのいずれでもよいが、手書きによる場合は、楷書で記述すること。
- ⑤ 大文字・小文字の区別、数式・化学式・記号等及び数量を表す単位等は、正確に記述すること。
- ⑥ 外国語で記述しようとする場合は、事前に主指導教員の下承及び指導を受け、論文題目の次にその和訳を（ ）を付して併記すること。
- ⑦ 氏名は、謄本記載のとおり記入すること。

2 学位論文（仮綴）

- ① 規格 A 4判縦長
- ② 本文
 - ・横書きとし、ページを記入し、目次を作成すること。
 - ・参考論文を添付する場合は、目次の最後に明記すること。
- ③ 印刷
 - ・論文本文は、両面印刷とすること。（裏面が透けない用紙を使用するとよい。）
 - ・表紙及び背表紙には、「博士論文」・論文題目、年号（年又は年月）、氏名以外は記入しないこと。（次頁参照）
 - ・論文審査は仮綴じ（差し替え可能なもの）で実施するため、製本は不要である。
- ④ 提出部数
 - ・学長（教務課）へ2部提出するほかに、審査のために必要とする部数を、主指導教員の指示に従い提出する必要があるので留意すること。

3 学位論文審査願（様式5）

日付は、予備審査終了の日から提出期限までの日とし、教員記入箇所を除き必要事項を記入すること。

4 論文目録（様式6）

- ① 「冊数」は、通常1冊であるが、2分冊となる場合は2冊とする。
- ② 「印刷公表の方法及び時期」については、審査を受ける論文内容について、既に公表しているもの及び公表予定（掲載決定）のものを記入すること。
共著の場合は共著者名を明記すること。また、博士の学位を取得していない共著者全員から「共著者承諾書」を提出してもらうこと。
- ③ 学位論文に参考論文を添付する場合は、学位論文に準じて記入すること。参考論文がない場合は、「なし」と記入すること。

7 参考論文

学位規程第5条第1項「参考として他の論文等を提出することができる」の規定により提出できる参考論文は、学位論文に対する補助的論文として一体的に審査を受ける場合のものをいい、その他の論文等は、研究業績として取扱う。

参考論文は、主指導教員の指示に従って、論文の別刷を提出すること。

8 研究業績書（様式14）

- ① 研究業績は、原則として学会誌等（学術雑誌を含む。）に印刷公表された論文等をいい、掲載、発表が決定しているものを加えてもよい。
- ② 研究業績は、A4判1～2頁程度とすること。
- ③ 共同研究の場合は、発表者を連名で記入すること。
- ④ 発表論文が冊子等の一部である場合は、頁数を記入すること。
- ⑤ 講演については、開催年度、講演会等名を記入し、講演等が特定できるようにすること。

○参考「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」抜粋

令和4年2月21日 教務委員会承認

- 1 学位論文審査取扱要領第13条に規定する課程博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に筆頭著者として、本学博士後期課程在学中の研究内容に基づく論文が1編以上掲載又は掲載決定されていることとする。
- 2 大学院規程第19条第3項ただし書きの規定により、博士後期課程において在学期間を短縮して修了させる場合の学位授与申請書類の受理基準は、前項に規定する基準と同等以上とする。
- 3 略

4. 課程博士学位論文提出における剽窃の確認方法について

平成28年10月19日に、本学における今後の研究倫理教育について定められ、大学院工学研究科博士後期課程学生が学位論文を提出する時、剽窃検出ソフトウェアによるチェックが義務付けられた。

本学では、博士後期課程学生が提出する学位論文に剽窃等がないこと及び本学で導入されている剽窃検出ソフト「iThenticate（アイセンティケイト）」によるチェックを行ったことの確認を、以下の手順で行うこととする。

1. 博士後期課程学生（学位申請者）は、提出する学位論文について剽窃検出ソフト「iThenticate（アイセンティケイト）」によるチェックを行い、予備審査書類を提出する時に、別紙「学位論文の剽窃等に係る申告書」を主指導教員に提出する。
2. 当該学生の主指導教員は、当該学位論文について剽窃検出ソフト「iThenticate（アイセンティケイト）」でのチェックを実施し、当該学生より提出のあった別紙「学位論文の剽窃等に係る申告書」にチェックの結果（類似度）及び所見等を記入し、予備審査を実施後、予備審査結果の報告の際に学位論文審査書類一式と合わせて学長（教務課）に提出する。
3. 学長（教務課）は、予備審査結果の報告と合わせて提出のあった別紙「学位論文の剽窃等に係る申告書」の記載事項をもって、当該学位論文について剽窃等がないこと及び剽窃検出ソフトウェアによるチェックを行ったことを確認する。

5. 博士論文のインターネット公表について

1 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 博士論文のインターネット公表の方法について

(1) 公表手段

博士論文のインターネット公表は、本学の機関リポジトリ「KIT-R」に掲載することにより行う。

博士の学位を授与された者は、博士論文全文のKIT-Rによる公表に際し、権利関係（出版社の著作権ポリシーを含む）の確認について事前に責任を持って行う必要があるため、著作権の処理が必要になる場合は自身で適切に処理すること。

(2) KIT-R への登録手続き

博士の学位授与を認定された者は、KIT-R 登録書とともに博士論文全文に係る電子データのPDFファイル（以下「全文データ」という。）を学位記授与式の前日までに教務課に提出すること。

「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」及び「「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」の運用方針について」を満たす審査対象論文に投稿中の論文が含まれている場合は、全文データを公表する時期（学位授与日から1年以内）をKIT-R登録書の「公開希望日」欄で指定することができる

3 博士論文全文を公表することができない場合の要約の公表について

(1) 博士論文全文を公表することができない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、学位授与日から1年を超えて博士論文全文を公表することができない場合には、学位を申請する際（学位授与申請書類提出時）に、「博士論文全文のインターネット公表保留承認申請書」（以下「公表保留承認申請書」という。）により、学長宛てに申請する。

(2) やむを得ない事由の例

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

④ その他の事由

(3) 要約を公表する場合の手続等

博士の学位授与を認定された者は、要約データの PDF ファイルを全文データと同時に学位記授与式の前日までに提出すること。

※博士論文の要約については、「やむを得ない事由」に影響がない範囲で、博士論文の構成や全体の内容がわかるものを作成すること。

※全文データを提出する時点で「やむを得ない事由」が学位授与日から1年以内に解消することが予め判っている場合は、当該期間内における博士論文全文を公表できる時期をKIT-R登録書により届け出ること。

(4) 「やむを得ない事由」が消滅した際の手続き等

「やむを得ない事由」が消滅した場合には博士論文全文を公表する必要があるため、提出した公表保留承認申請書に記載された「全文を公表することが可能となる日」に基づき、情報図書課がKIT-Rに登録してある要約データを全文データに差し替える手続きを行う。

※公表保留承認申請書に記載してある「全文を公表することが可能となる日」の延長を希望する場合は、教務課に任意様式で申し出ること。

博士論文全文のインターネット公表保留承認申請書

令和 年 月 日

北見工業大学長 殿

申請者氏名 _____

私が執筆した下記の博士論文の全文について、以下の事由により学位取得予定日から1年以内にインターネットの利用により公表することができませんので、博士論文の内容を要約したものを公表することを申請します。

なお、全文を公表することが可能となる日を迎えた際には、博士論文全文を公表願います。

記

論文題目： _____

1. 博士論文全文をインターネットの利用により公表できない事由（□にチェック）

- 立体形状による表現を含む等の事由
- 著作権保護、個人情報保護等の事由
- 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係等の事由
- その他の事由

2. 全文を公表できない事由の具体的な内容

3. 全文を公表することが可能となる日

年 月 日

6. 記入例

記入例 様式5 (甲1)

様式5(第13条関係)

学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

※(予備審査終了の日から提出期限
までの日とすること)

北見工業大学長 殿

大学院博士後期課程 共創工学専攻

学籍番号

氏名 北見太郎

北見工業大学学位規程第4条第2項の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論文題目: Study on Factors ○○○○○○○○○○○○○○○ the ○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○○○○

(□□□□□□に作用する□□□□□□□への□□□□因子に関する研究)

※論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を()を付して併記すること。

※論文題目は様式6(論文目録)に記入する論文題目と一致すること。

北見工業大学長 殿

上記論文について、下記構成員により予備審査を行った結果、学位論文審査願の受理基準を満たしており、博士の学位論文審査に値するものであると認められました。

記

予備審査実施構成員

教育研究分野名	職名	氏名	備考

主指導教員氏名

専攻主任氏名

様式6(第13条、第23条関係)

論 文 目 録

学位論文

一 題 目 ※外国語で記述する場合は、和訳を()を付して併記すること。

Study on Factors ○○○○○○○○○○○○ the ○○
○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○○○
(□□□□に作用する□□□□への□□□□因子に関する研究)

二 冊 数 ○ 冊

三 印刷公表の方法及び時期(予定も含む)

1. Taro Kitami : Development of ○○○○○ for ○○○ ○
○○○, ○○ No.○○○, pp, ○○-○○ (19○○年公表)

2. 北見太郎、北見工一、北見工二 : ○○方式○○の実験システム
の○○○○○に関する研究
○○誌、Vol. ○、No. ○○、pp. ○-○ (19○○年公表)

3. 北見工一、北見太郎、北見工二 : ○○による○○の○○を用い
た○○○○○の開発研究
○○学会誌○巻 (20○○年○○月掲載決定)

参考論文 ※ない場合は「なし」と記入すること。

一 題 目

○○の○○による○○に関する○○○○○の研究

二 印刷公表の方法及び時期

○○学会誌○巻○○~○○頁 (19○○年公表)

令和 年 月 日 ※予備審査書類提出期限の日とすること。

申請者氏名 北 見 太 郎

様式7(第13条、第23条関係)

論 文 内 容 の 要 旨

令和 年 月 日

※予備審査書類提出期限の日とすること。

氏名 北 見 太 郎

論文題目： Study on Factors ○○○○○○○○○○○○ the ○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○○○

(□□□□□□に作用する□□□□□□□への□□□□因子に関する研究)

※論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を()を付して併記すること。

※論文題目は様式6(論文目録)に記入する論文題目と一致すること。

要旨(和文1,000字程度又は英文700語程度)

※裏面を合わせて和文1,000字程度又は英文700語程度にまとめること。

※裏面の上部の氏名も必ず記入すること。

(裏面に続く)

様式8(第13条、第23条関係)

履 歴 書

ふりがな きた み た ろう

氏 名 北 見 太 郎

平成 年 月 日生 ※外国人は西暦を記入すること。

本 籍 地 ○ ○ 県 ※都道府県名のみ記入すること。 ※外国人は国籍を記入すること。

現 住 所 北見市○○町○○番地 ※住民票の住所を記入すること。

学 歴 ※研究生・科目等履修生については記入しないこと。 研究生の期間は研究歴に記入すること。

平成〇〇年3月〇〇日 北海道○○○○高等学校 卒業 ※大学卒業までの学歴は年月のみでも良い。

平成〇〇年4月〇〇日 ○〇大学工学部○○学科 入学

平成〇〇年3月〇〇日 同 上 卒業

平成〇〇年4月〇〇日 ○〇大学大学院工学研究科博士前期課程○○専攻入学

令和〇〇年3月〇〇日 同 上 修了

令和〇〇年4月〇〇日 ○〇大学大学院工学研究科博士後期課程○○専攻入学

職 歴 ※現在の職を必ず記入すること。非常勤の職は記入しないこと。同一部署の昇任等は記入しないこと。

平成〇〇年 4月 1日 株式会社◎◎◎◎◎◎に入社 ※職歴が無い場合は「なし」と記入すること。

平成〇〇年10月 1日 同社△△△△△研究所に配属

平成〇〇年 4月 1日 同社△△△△△研究部に異動

平成〇〇年 4月 1日 □□□□□株式会社△△△△△研究部に社名変更

平成〇〇年12月27日 同 上 退社

令和〇〇年 4月 1日 ▽▽▽▽▽株式会社▽▽▽研究開発部に入社 現在に至る

研 究 歴 ※期間が学歴・職歴と対応しないときは、研究に従事した場所及び身分を明示すること。

平成〇〇年 4月〇〇日～ ○〇大学大学院工学研究科博士前期課程○○専攻に

令和〇〇年 3月〇〇日 おいて、△△△△△△△△△に関する研究に従事

令和〇〇年 4月〇〇日～ 同研究科博士後期課程○○専攻において、同研究を

令和〇〇年 3月〇〇日 継続

平成〇〇年10月〇〇日～ (株)◎◎◎◎△△△△△研究所において、○○○○○

平成〇〇年 3月〇〇日 に関する研究に従事

平成〇〇年 4月〇〇日～ (株)◎◎◎◎△△△△△研究部及び□□□□□株式会社△△

平成〇〇年12月〇〇日 研究部において、□□□□□に関する研究に従事

令和〇〇年 4月〇〇日～ △△大学大学院工学研究科○○専攻において、研究

令和〇〇年 3月〇〇日 生として、□□□□□に関する研究に従事

令和〇〇年 4月〇〇日～現在 ▽▽株式会社▽▽研究開発部において、□□に関する

研究開発、及び◎◎◎◎◎に関する研究に従事

賞 罰

令和〇年〇月〇日 論文「○○○○○○○○」により、○○○国○○○

学会から「◎◎◎◎◎年度◎◎◎◎◎賞」を受賞

上記のとおり違いありません。

令和 年 月 日 ※予備審査書類提出期限の日とすること。

申請者氏名 北 見 太 郎

共 著 者 承 諾 書

令和 年 月 日

北見工業大学長 殿

氏 名 _____
所 属 _____
現住所 _____
電 話 _____

下記1の共著論文の内容については、下記2の申請者の主たる貢献によるものと認め、貴大学院工学研究科に提出する博士の学位論文の一部として使用することを承諾します。

記

1. 共著論文題目： Development of ○○○○○○ for ○○○

2. 学位授与申請者： 北見 太郎

論 文 題 目： Study on Factors ○○○○○○○○○○○○ the
○○○○○○○○○○○○○○○○ on ○○○○○○○○○○○○

(□□□□□□に作用する□□□□□□への□□□□因子に関する研究)

7. 関係規程等

北見工業大学学位論文審査取扱要領（関係様式）

様式 5(第 13 条関係)

学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

北見工業大学長 殿

大学院博士後期課程 共創工学専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

北見工業大学学位規程第4条第2項の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論文題目： _____

北見工業大学長 殿

上記論文について、下記構成員により予備審査を行った結果、学位論文審査願の受理基準を満たしており、博士の学位論文審査に値するものと認められました。

記

予備審査実施構成員

教育研究分野名	職名	氏名	備考

主指導教員氏名 _____

専攻主任氏名 _____

様式 6 (第 13 条, 第 23 条関係)

論 文 目 録

学位論文

一 題 目

二 冊 数 冊

三 印刷公表の方法及び時期 (予定も含む)

1 .

2 .

3 .

参考論文

一 題 目

二 印刷公表の方法及び時期

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

様式7(第13条、第23条関係)

論 文 内 容 の 要 旨

令和 年 月 日

氏名 _____

論文題目： _____

要旨(和文1,000字程度又は英文700語程度)

(裏面に続く)

(裏面)

氏名 []

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for a drawing or a detailed description of the object shown on the reverse side of the page.

様式 8 (第 13 条、第 23 条関係)

履 歴 書

ふりがな

氏 名

平成 年 月 日生

本 籍 地

現 住 所

学 歴
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

職 歴
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

研究歴
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

賞 罰
年 月 日

上記のとおり違いありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

様式 14 (第 23 条関係)

研 究 業 績 書

1. 論文 (学位論文関係)

2. 論文 (その他)

3. 講演 (学位論文関係)

4. 講演 (その他)

5. 特許

本論文に関係した特許 件

以 上

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

学位に関する申合せ

○ 修士及び博士の学位授与日について（申合せ）

学位規程第12条第2項及び第3項に規定する学位（修士及び博士）を授与する日は、3月及び9月の学位記授与式当日とする。

平成16年4月1日 教務委員会確認
一部改正 平成30年2月21日 教務委員会確認

○ 論文博士の学位授与申請に必要な研究歴について（申合せ）

1 学位論文審査取扱要領第22条に規定する「研究歴」とは、次の各号に掲げる経歴をいう。

一 大学の専攻科に学生として在学した期間

二 大学院に学生として在学した期間

三 大学又は大学院に研究生として在学した期間

四 研究科委員会が適当と認める研究機関において常勤の職員として研究に従事した期間

五 研究科委員会が前各号に掲げる研究歴と同等以上と認める研究に従事した期間

2 前項4号及び5号に該当する研究歴を有する者の申請資格の審査は、提出論文の審査委員主査及び審査委員の決定前に行うものとする。

平成16年4月1日 教育研究評議会確認
一部改正 平成25年7月4日 教務委員会承認

○ 在学期間を短縮して修了させる場合の認定手続きについて（申合せ）

大学院規程第 19 条第 1 項ただし書きに規定する「優れた業績を上げた者」及び同条第 3 項ただし書きに規定する「優れた研究業績を上げた者」と認める場合の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 優れた業績を上げた者又は優れた研究業績を上げた者としての認定を受けて、標準修業年限前に学位授与の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、学位論文審査願の提出期限の 1 月前までに学位論文及び研究業績書(様式 14)を指導教員を経て専修プログラム長(博士後期課程学生の場合は専攻主任)へ提出し、その審査を受けるものとする。
- (2) 前号の優れた業績には、大学院規程第 15 条及び第 16 条の規定により、修得したものとみなすことができる単位数がある場合において、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案することができるものとする。ただし、在学したものとみなすことができる期間は 1 年を超えることができない。
- (3) 1 号の審査は、申請者が博士前期課程の学生である場合は専修プログラム長及び申請者の学位論文に係る審査委員候補予定者が行い、専修プログラム長はその審査結果を業績審査結果報告書により学長に報告するものとする。
- (4) 1 号の審査は、申請者が博士後期課程の学生である場合は専攻主任及び申請者の学位論文審査に係る審査委員候補予定者が行い、主指導教員はその審査結果を業績審査結果報告書により専攻主任を経て学長に報告するものとする。
- (5) 在学期間短縮の認定は、業績審査結果報告書に基づき、学位論文審査付託の前に、教務委員会において行うものとする。

平成 16 年 4 月 1 日教育研究評議会確認

一部改正 平成 25 年 4 月 3 日教務委員会承認

一部改正 令和 3 年 2 月 19 日教務委員会承認

○ 学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）

- 1 学位論文審査取扱要領第 13 条に規定する課程博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に筆頭著者として、本学博士後期課程在学中の研究内容に基づく論文が 1 編以上掲載又は掲載決定されていることとする。
- 2 大学院規程第 19 条第 3 項ただし書きの規定により、博士後期課程において在学期間を短縮して修了させる場合の学位授与申請書類の受理基準は、前項に規定する基準と同等以上とする。
- 3 学位論文審査取扱要領第 23 条に規定する論文博士の学位授与申請書類の受理基準は、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が 3 編以上掲載又は掲載決定されていることとする。

ただし、本学大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから 1 年以内に学位授与申請したときは、第 1 項の基準を準用することができる。

平成 16 年 4 月 1 日教育研究評議会確認
一部改正 平成 25 年 7 月 4 日教務委員会承認
一部改正 平成 28 年 7 月 5 日教務委員会承認
一部改正 令和 3 年 2 月 19 日教務委員会承認
一部改正 令和 4 年 2 月 21 日教務委員会承認

○ 「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」の運用方針について

各教育研究分野における受理基準については、「学位授与申請書類の受理基準について（申合せ）」に基づき、主指導教員と副指導教員が協議することによって、学生の主たる教育研究分野を考慮した受理基準を判断し、学生に周知し指導するものとする。

平成 23 年 9 月 7 日研究科委員会確認
平成 25 年 7 月 18 日一部改正

北見工業大学大学院工学研究科における学位論文審査及び最終試験の評価基準

平成24年8月23日 教務委員会 承認

本学大学院工学研究科における学位論文の審査及び最終試験の実施にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮するものとする。

【修士の学位論文の評価基準】

1. 当該専門分野に関する知識
2. 先行研究を含め、収集した情報・資料の取扱いの適切さ
3. 論文の形式や表現・表記法の適切さ
4. 研究手法や考察の適切さ
5. 論文構成の明確性・一貫性
6. 当該専門分野における学術的または工学的意義

【修士の最終試験の評価基準】

1. 審査会に対する十分な準備
2. 審査会における時間配分の適切性
3. 審査会における発表内容の明快性
4. 研究の背景・目的・意義の正確な理解
5. 質疑に対する的確な回答
6. 専門技術者としての素養

【博士の学位論文の評価基準】

1. 研究内容の新規性あるいは独創性
2. 研究目的の明確性
3. 当該専門分野に関する高度な知識
4. 先行研究を含め、収集した情報・資料の取扱いの適切さ
5. 論文の形式や表現・表記法の適切さ
6. 研究手法や考察の適切さ
7. 論文構成の明確性・一貫性・完成度
8. 当該専門分野における学術的、工学的または工業的寄与

【博士の最終試験の評価基準】

1. 審査会に対する十分な準備
2. 審査会における時間配分の適切性
3. 審査会における発表内容の明快性
4. 研究の背景・目的・意義の正確な理解
5. 質疑に対する的確な回答
6. 高度専門技術者としての素養